

# ブース記念老人保健施設グレイス 身体拘束等適正化指針

## はじめに

平成12年4月介護保険のスタートに伴い、高齢者が利用する介護保険施設などでは、原則身体拘束が禁止となりグレイスにおいても身体拘束の対象となる看護・介護行為は行ってはなりません。

身体拘束廃止の本質は、利用者一人ひとりの「人間としての尊厳を守るケア」の実現にあります。高齢者ケアの原則である「自立支援、QOLの向上、人権・自己決定の尊重、ノーマライゼーション(普通の生活)」などを、リスクマネジメントに基づきながら、ケアの現場で着実に実践し、質の高いケアを根付かせていくことです。

## 1. 介護保険法による規制(法令遵守)

### 施設運営基準より

(基準省令 第13条 介護保険施設サービスの取扱方針)

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

### 身体拘束廃止未実施減算について(平成30年改定)

下記基準に適合していない場合、1日につき10%減算。

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- \* 身体機能拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- \* 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。  
⇒身体拘束適正化委員会を毎年5月8月11月2月にリスクマネジメント委員会時に開催する。  
委員会責任者及び構成メンバーはリスクマネジメント委員会に準じる。  
⇒身体拘束適正化委員会の議事録は各部署全職員が回覧しサインをする。
- \* 身体拘束廃止のための研修を年2回以上開催し研修の内容について記録をする。  
⇒年二回の事故報告会と同日に開催する。
- \* 新規採用時には必ず研修を実施する。
- \* 利用者等はいつでも本指針を閲覧することができる。

### 《ポイント》

【記録1】【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】

【記録2】【身体拘束に関する経過観察・再検討記録】

【記録3】【施設医師による診療録への記載】

【保存】【拘束記録は、その完結の日から2年間保存】

## 2. 高齢者虐待の定義と身体拘束

### 「養介護施設従事者に」による高齢者虐待

|                |  |
|----------------|--|
| 身体的虐待          | 高齢者の身体に外傷が生じ、また生じる恐れがある暴力を加えること。                         |
| 介護・世話の放任(ネグレク) | 高齢者を衰弱させる「ような著しい減食または長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |
| 心理的虐待          | 高齢者に対する著しい暴言または、著しい拒否的な対応。その他の高齢者に心理的外傷を与える行動を行うこと。      |
| 性的虐待           | 高齢者にわいせつな行為をすること。または、わいせつな行為をさせること。                      |
| 経済的虐待          | 高齢者の財産を不当に処分すること。その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。              |

## 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設では、利用者本人や他の利用者の生命や身体を保護するために「緊急かつやむを得ない」場合を除いて、**身体拘束その他行動規制は原則禁止**。



「緊急やむを得ない」場合を除いて  
身体拘束はすべて高齢者虐待に該当

### 3.【身体拘束禁止の対象となる具体的行為】

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、四肢を紐で縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、また皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹を紐で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室に隔離する

#### 「緊急やむを得ない場合とは」

★三つの要件をすべて満たすことが必要★

以下の三つの要件をすべて満たす状態であることを『身体拘束適正化委員会』等のチームで検討。

#### 【切迫性】

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

\*「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

#### 【非代替性】

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

\*「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護する観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。  
また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

#### 【一時性】

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

\*「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

## 4.【身体拘束実施までの手順と記録義務】

### ①事前受け入れ検討

検討会で状況を報告し受け入れの可否を検討する。

必要に応じて、入所前訪問を実施し状態確認や受け入れ時の対応等を検討する。

### ②説明書【記録1】の作成

《A：入所前にやむを得ず身体拘束を実施する可能性が予見される場合》

入所時までに施設長や医師の判断の仰ぎ、現場責任者（療養部門長や所長）から

本人・家族に説明を行い、【記録1】【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】にて同意を得る。

《B：入所中にやむを得ず身体拘束を実施せざるを得なくなった場合》

事前に施設長や医師の判断の仰ぎ、現場責任者（療養部門長や所長）から本人・家族に説明を行い、

【記録1】【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】にて同意を得る。

#### 〈緊急時〉

夜勤帯などの緊急時で現場責任者の判断を仰げない場合は、担当スタッフ個人で行わず看護と

介護スタッフで協議のうえ実施し、連絡が取れ次第すみやかに責任者へ報告する。

### ③実施時の観察・記録【記録2】の必要性

■事前に説明書で同意を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ずご家族に説明する。

■緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急緊急やむを得なかった理由を【身体拘束に関する経過観察・再検討記録】【記録2】に記入する。

■また、定期的にカンファレンスを開催し、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに記録する。

■施設医師は診療録へ身体拘束実施に関する記載をする。

### ④記録の保存と情報の開示

■記録は、施設において保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく。

■身体拘束の情報は開示し、スタッフ間、リスクマネジメント委員会、家族等関係者の間で共有する。

## 5.【身体拘束をしない工夫として、実施していること】

#### ① スキンシップをはかる

\*目を見て話しかける      \*手を握る      \*声をかける

#### ② 見守りの強化

\*ステーション内で      \*一定の場所での常時見守り      \*夜間の巡回数の増加

#### ③ 昼夜逆転の防止

\*日中の適度な運動      \*レクリエーション、体操への参加      \*会話や散歩などの活動

#### ④ ベットから転倒しても、怪我をしないように

\*ベット脇にマットを敷く      \*ベッドの高さを最低床にする

#### ⑤ 体に合った車いすや椅子の調整

\*椅子の高さの調整や足台の使用      \*クッションの使用当て方の工夫など

#### ⑥ センサーマットの使用

\*ベットから起きあがりをしらせる      \*ベットから床に降りたことをしらせる

## 6. 高齢者虐待の考え方

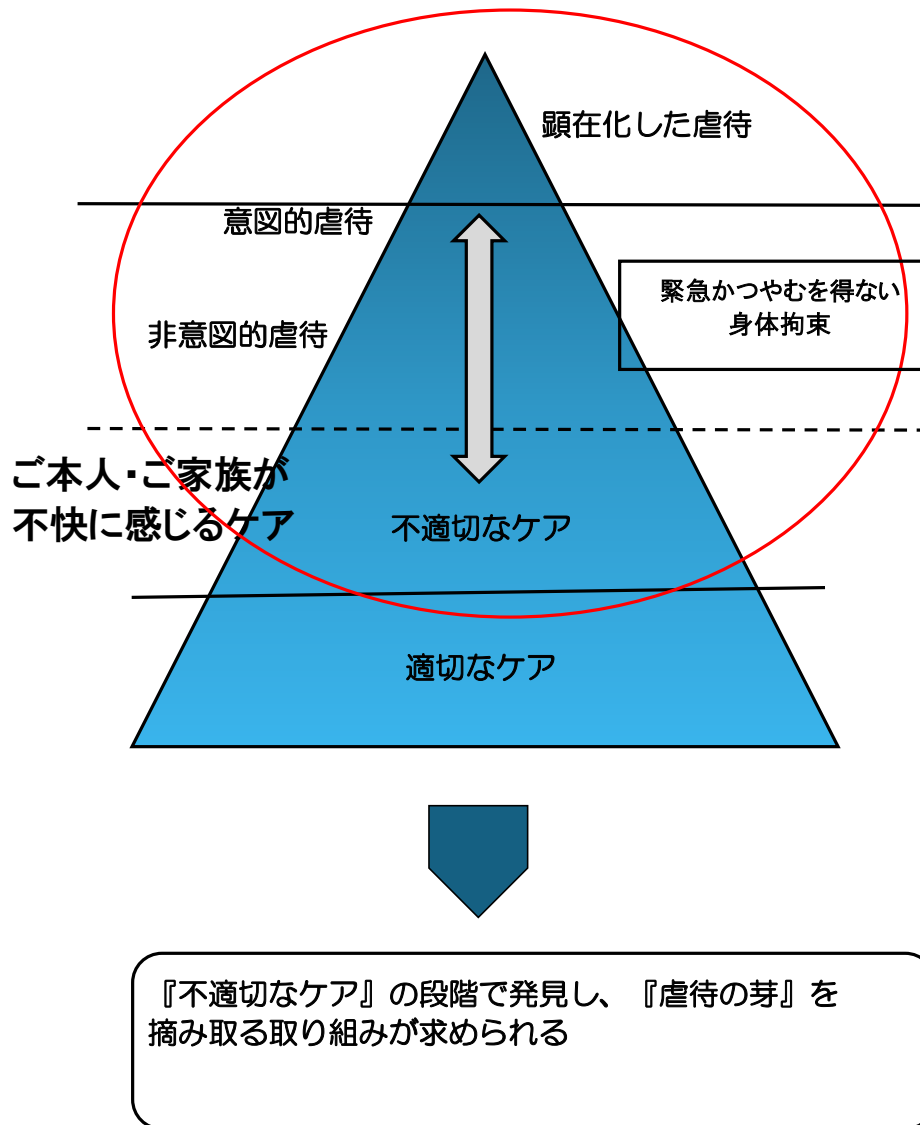
「高齢者虐待を考える2つの視点」

①報道などで顕在化した高齢者虐待以外にも、気づかれていない虐待がありうる。

- ・意図的虐待：意図的な虐待だが表面化しないもの。
- ・非意図的虐待：結果的に虐待を行ってしまったもの
- ・「緊急時やむを得ない」場合以外の身体拘束

②明確に「虐待である」と判断できる行為の周辺には、判断に迷う「グレーゾーン」が存在する。

- ・虐待とは言い切れないが「不適切ケア」
- ・明確な線引きはできず、「不適切なケア」を底辺として継続



出典：施設事業所における高齢者虐待防止学習テキスト

## 7. 養介護施設従事者による高齢者虐待の具体例

| 区分    | 詳細・具体例   |
|-------|--|
| 身体的虐待 | <p><b>高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加える行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>たたく、つねる、殴る、蹴る、火傷をさせる ・物を投げつける</li> <li>介護者側の都合でベットに押さえつける</li> <li>拒否しているのにスタッフの都合で無理やり食べさせる</li> <li>医学的根拠に基づかない苦痛を伴うリハビリを強要する</li> </ul>   |
| 介護放棄  | <p><b>高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠る行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水分は栄養補給、栄養管理を怠る ・受診させない、救急対応を行わない</li> <li>熱すぎる、寒すぎる環境に長時間放置する ・処方通りの薬を服用させない</li> <li>受診させない、救急対応を行わない ・正当な理由なく外出させない</li> <li>必要なメガネや義歯を使わせない ・正当な理由なく更衣をさせずに就寝させる</li> <li>衣類が汚れているのに更衣しない ・ナースコールを手の届かない所に置く</li> <li>同僚の虐待行為を見て見ぬふりする ・ご利用者同士のトラブルを放置する</li> </ul> |
| 心理的虐待 | <p><b>高齢者に著しい心理的外傷を与える言動・行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>怒鳴る、罵る、悪口を言う、嘲笑う、無視する、からかう</li> <li>顔に落書きをし、撮影し他者に見せる</li> <li>「〇〇ちゃん」等と子ども扱いした名前で呼ぶ</li> <li>自分で食事ができるのに全介助をする ・ナースコールを無視する</li> <li>外部との連絡を遮断数、面会をさせない</li> <li>大切にしている物を乱暴に扱う、捨てる</li> <li>「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」等、脅す</li> </ul>  |
| 心理的虐待 | <p><b>合意の無い性的な行為やわいせつな行為の強要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人前でおむつ交換をする ・本人の裸などを映像や写真に撮る</li> <li>下半身を裸や下着のままにして放置する ・性的行為を強要する</li> <li>無理やり性的な話を聞かせる、話させる</li> </ul>  |
| 経済的虐待 | <p><b>高齢者の金銭を無断で使用したり、金銭の使用を理由なく強制する行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄付や贈与を強制する ・立場を利用してお金を借りる</li> <li>生活に必要なお金を不当に制限する ・お金を盗む、無断で使う、流用する</li> </ul>   |

## 8. 早期発見の責務と通報の義務

保険・医療・福祉関係者の責務

- 高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、早期発見に努める。

要介護施設従業者による高齢者虐待における通報義務

- 虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見 ⇒ 市区町村に通報

|           |   |
|-----------|---|
| 一般        | 生命・身体に重篤な危険 ⇒ 通報義務<br>それ以外の場合 ⇒ 通報努力義務                            |
| 養介護施設従業者等 | 自分が働く施設等で発生した場合、重大な危険の有無に関わらず通報の義務が生じる。※施設・事業者で対応したことで通報義務は消滅しない。 |

【守秘義務との関係】

- 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。虚偽や過失を除く。
  - ※「虚偽」・・・虐待がの事実がないのに嘘の通報を行う
  - 「過失」・・・一般の人から見て虐待があったと思ったことに合理性がない

【不利益取り扱い禁止】

- 通報したことによる不利益な扱い（降格・減給など）は禁止。

【高齢者虐待：不適切ケアが起きたらどうするか】

- 速やかな初期対応 ・入所者の安全確保 ・事実確認 ・組織的な情報共有と対策の検討
- 本人、家族への説明や謝罪、関係機関への報告 ・原因分析と再発防止の取り組み

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記の3つの要件をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 個別の状況による拘束の必要な理由          |         |
| 身体拘束の方法<br><場所、行為（部位・内容）> |         |
| 拘束の時間帯及び時間                |         |
| 特記すべき心身の状況                |         |
| 拘束開始及び解除の予定               | 月 日 時から |
|                           | 月 日 時まで |

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人 救世軍社会事業団  
ブース記念老人保健施設 グレイス  
管理責任者 印  
記録者 印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

氏名 印  
（本人との続柄）

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

| 月日時 | 日々の心身の状態等の観察・再検討結果 | カンファレンス参加者 | 記録者<br>サイン |
|-----|--------------------|------------|------------|
|     |                    |            |            |
|     |                    |            |            |
|     |                    |            |            |
|     |                    |            |            |
|     |                    |            |            |
|     |                    |            |            |
|     |                    |            |            |